

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるため、経営資源を有効に活用し、意思決定の迅速化と経営の効率化等を図っております。また、経営の透明性・信頼性を高めるため、企業行動や経営活動における監査・監督機能を強化し、ステークホルダー（利害関係人）から高く評価される企業を目指しております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。

取締役会は、取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は原則月2回開催し、経営に係る重要な業務の決定を行っております。

取締役会の下に、役付の取締役を中心とした経営会議をおき、経営に係る重要な業務について適宜、審議しております。

上記の企業統治の体制が十分に経営監視機能を果たしており有効に機能していることから当該体制を採用しております。

ロ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、事業活動を効率的かつ効果的に達成するため、経営の健全性確保の観点から内部統制環境を重視して、各種会議等により経営トップから組織の末端へ、また、末端から経営トップへの情報伝達の有効性を常に確認しながら、経営企画管理部内部統制担当（一般社員2名）及び業務監査室（一般社員1名）が生産・販売等の業務執行に関する監視活動を行っております。

グループ会社につきましては、取締役会への月次の業績報告と中期3ヵ年計画をベースとした事業計画の施策や実施状況について年間4回のグループ会社社長の報告を実施しております。その報告を受けて、取締役会はグループ会社の経営状況並びに業務執行に対して指導・監督を行っております。また、経営企画管理部内部統制担当（一般社員2名）及び業務監査室（一般社員1名）は全グループ会社を監査し、現場の調査及び監督を行う一方、グループ会社の生産・販売等の管理レベルの改善、向上に努めております。

ハ 内部監査及び監査役監査の状況

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席する他、各取締役からの説明を受け、業務監査室（一般社員1名）と連携し必要に応じて子会社の調査を行うなど活動を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。また、経営企画管理部は各種帳票等の閲覧及び照合を行っております。監査役及び会計監査を担当する監査法人は緊密な連携を保つ為、定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。なお、監査役である富江登は、当社における長年の経理実務の経験と経営企画管理部長の歴任により財務に関する幅広い見識を有しております。

ニ 会計監査の状況

当社の会計監査を担当した、業務執行社員等の状況は以下のとおりであります。

業務執行社員名	所属する監査法人名	監査業務に係る補助者の構成
田原 準平	新日本有限責任監査法人	公認会計士 4名
増田 明彦	新日本有限責任監査法人	その他 5名

（注）継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

ホ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役は選任しておりません。社外取締役に期待される外部的視点からの取締役の業務執行に対する監視機能については、社外監査役2名により経営に対して客観的・中立的な監視が行われることで十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

当社の社外監査役である菅野肇は当社の議決権の28.4%を有するダイワボウホールディングス株式会社の社長（現任）であり、吉本隆太郎はダイワボウホールディングス株式会社の元監査役であります。当社と社外監査役との間には取引関係、その他の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、グループ内のリスク情報に関しては経営企画管理部が一元管理し、取締役会、経営会議等に報告または提言を行い、業務改善を具体的に助言・勧告し、リスク発生の未然防止に努めております。企業倫理につきましても、企業行動規範を作成し当社グループの従業員に対して周知、啓蒙しております。また、法務担当として業務監査室（一般社員1名）を設け、当社グループの活動に対して指導と統制を行っております。

③ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役	126	114	12	6
監査役 (社外監査役を除く)	19	18	1	1
社外役員	10	9	1	2

(注) 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

ロ 役員報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めています。

⑤ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めています。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めています。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めています。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。